

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-59）のラプチャーディスク（破裂式圧力逃し板）の接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	A	12月25日公表済（PDF178KB） 12月25日再審議により区分及びグレード変更 その他→区分Ⅲ C → A

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置の吸着塔温度記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
2	2号機	主発電機密封油装置の非常用密封油ポンプの定例試験において、当該ポンプ出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	主発電機冷却用水素ガス供給ポンプの出口弁接続部に水素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	タービン建屋用加熱蒸気供給元弁（A系）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	取水設備トラベリングスクリーン装置（E）と同装置（F）の中間にある洗浄水配管接続フランジ部より、海水のリーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	タービン建屋用加熱蒸気温度調節弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）の冷却タンクエリア内暖房用蒸気加熱器のドレントラップに動作不良が認められたため、当該機器を点検・修理	D	
8	4号機	計装用空気系の不適合事象の再発防止対策実施段階において、請負企業に対して当社の要求事項を書面にて明確に指示していなかったため、対応検討	C	
9	4号機	廃棄物処理建屋ろ過器及び脱塩器用ホイスの点検において、制限荷重（4.0トン）に対し、6.3トンでの荷重試験を実施したため、対応検討	B	
10	5号機	サービス建屋ページング室の空調機用冷却装置（B）の温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
11	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器用導電率計の点検において、計器電源ヒューズが切れていたため、当該ヒューズを交換	D	
12	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水系の熱交換器（A）用ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	タービン建屋2階に設置しているタービン点検用治工具保管用倉庫が固定されておらず、「常設物品表示」が掲示されていないため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	補助海水系ポンプのシール水配管凍結防止用ヒーターの銘板に誤記が認められたため、当該銘板を修正	D	
欠番				
16	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）用冷却水装置の凍結防止用加熱蒸気配管ストレーナのドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）用冷却水装置の配管凍結防止用ヒーター電源の「入・切」状態表示灯に点灯不良が認められたため、当該表示回路及び表示灯を点検・修理	D	
18	6号機	所内ボイラ室内敷設の純水補給水配管の保温材より水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
19	集中環境施設	使用済燃料共用プール設備の燃料取扱機用制御盤の冷却用ファンに異音の発生が認められたため、当該ファンを交換	D	
20	集中環境施設	濃縮廃液ペレット等固化装置用粉碎ペレット計量供給機の入口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
21	その他	海生物処理設備用苛性ソーダ貯蔵タンク上部のエアベント配管の網目フィルタに一部破損が認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで